

○水質基準項目の説明

	項目	基準値	区分	項目	説明	主な使われ方
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	病原生物の代替指標		水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
2	大腸菌	検出されないこと			人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	重金属		河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。	電池、メッキ、顔料
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下			水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。	温度計、歯科材料、蛍光灯
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下			鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	半導体材料、顔料、薬剤
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下			鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合検出されることがあります。	鉛管、蓄電池、活字ハンダ
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下			地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	合金、半導体材料
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下			鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	メッキ
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。	無機肥料、火薬発色剤
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	害虫駆除剤、メッキ		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	無機物質	健康に関する項目	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。	無機肥料、火薬発色剤
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下			主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯予防の予防効果があるとされますが、高濃度に含まれますと斑状歯の症状が現れることがあります。	フロンガス製造、表面処理剤
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下			火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	表面処理剤、ガラスエナメル工業、陶器ホウロウ
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				フロンガス原料、ワックス、樹脂原料
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	一般有機化学物質			洗浄剤、合成皮革用溶剤
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			化学合成材料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。	溶剤、香料、ラッカー
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				殺虫剤、塗料、ニス
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				ドライクリーニング
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				溶剤、脱脂剤
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				染料、合成ゴム、有機顔料
21	塩素酸	0.6mg/L以下			消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				
26	臭素酸	0.01mg/L以下	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの製造時に、不純物として含まれる臭素が酸化されて生成する。	毛髪のコールドウエーブ用薬品		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。			
30	プロモホルム	0.09mg/L以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				

○水質基準項目の説明

	項目	基準値	区分	項目	説明	主な使われ方
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	色	水道が有すべき性状に関する項目	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ銅管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	トタン板、合金、乾電池
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下			工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	アルマイト製品、電線、ダイカスト、印刷インク
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下			鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味や、洗濯物などを着色する原因となります。	建築、橋梁、造船
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下			銅山排水、工場排水、農業などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。	電線、電池、メッキ熱交換器
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	味覚		工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	苛性ソーダ、石鹼
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	色		地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。	合金、乾電池、ガラス
38	塩化物イオン	200mg/L以下	味覚	水道が有すべき性状に関する項目	地質や海水の浸透、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	食塩、塩素ガス
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下			硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡白でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。	カルシウム:肥料、さらし粉 マグネシウム:合金、電池
40	蒸発残留物	500mg/L以下			水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまろやかさを出すとされます。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	カビ臭	水道が有すべき性状に関する項目	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナバチなどの藍藻類によって産出されるカビ臭の原因物質です。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下			湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルムジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産出されるカビ臭の原因物質です。	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡		生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤、シャンプー
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	臭気		工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	味覚		有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。	
47	PH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状	水道が有すべき性状に関する項目	0から14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強くなり、7から大きくなるほどアルカリ性が強くなります。	
48	味	異常でないこと			水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。	
49	臭気	異常でないこと			水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。	
50	色度	5度以下			水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。	
51	濁度	2度以下			水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。	